

雲仙市建設工事総合評価落札方式試行要領

平成20年4月1日

告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式により実施する場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この告示は、次の各号に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

(1) 企業の技術力（配置予定技術者の能力、企業の施工能力）、地域性及び社会性並びに入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が総合評価落札方式に基づき執行することが適当であると認める工事

(学識経験者の意見聴取)

第3条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施する場合には、あらかじめ、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により、必要な事項について、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

この場合において、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定により、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告及び入札執行通知書)

第4条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施しようとするときは、入札公告又は入札執行通知書（以下「執行通知」という。）に雲仙市建設工事総合評価落札方式試行要領に基づき実施する旨を記載し、入札参加者に通知するものとする。

(技術資料の提出)

第5条 入札に参加しようとする者は、執行通知に記載された提出期限までに技術資料（様式第1号）を提出しなければならない。

2 技術資料の提出期限後においては、既に提出された技術資料の訂正又は再提出は、特別の事情がある場合を除き、認めないものとする。

(予定価格の公表)

第6条 市長は、この告示に基づき入札を行う場合は、開札後に入札会場において予定価格を公表するものとする。ただし、入札が不調に終わった場合には、公表しないものとする。

(入札の無効)

第7条 技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者の行った入札は、無効とする。

(開札)

第8条 入札書の開札は、入札後直ちに入札場所において行い、落札者の決定については保留を宣言するものとする。

(落札者の決定)

第9条 総合評価による落札者は、予定価格の制限の範囲内で別表第1の算定方法により算定した評価値が最も高い者とし、雲仙市建設工事競争入札審査委員会要綱（平成17年雲仙市訓令第21号）第2条第1項第5号の規定により雲仙市建設工事競争入札審査委員会において決定するものとする。この場合において、第3条の規定により学識経験者の意見を聴く必要がある場合には、学識経験者の意見を聴いた上で落札者を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で市長が定める最低限の要求要件を全て満たして入札したほかの者のうち、評価値の最も高い者を落札者として決定することができるものとする。

3 加算点については、別表第2を参考として定めた基準（以下「評価基準」という。）に基づき評価を行い、別表第1の算定方法により算定するものとする。この場合において、評価基準は執行通知に記載し、入札参加者に通知するものとする。

4 評価値が同じになった場合は、入札金額が低い者を落札者として決定するものとする。この場合において、入札金額が同価のときは、くじにより決定するものとする。

（落札者の公表）

第10条 市長は、落札者が決定した場合は、全ての入札参加者に対し、落札者決定通知書（様式第2号又は様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の規定により落札者決定の通知をした場合は、入札参加者、入札金額、予定価格等、技術評価点及び評価値の公表を行い、公表の方法は入札結果一覧表（様式第4号）の閲覧によることとする。

（秘密の保持）

第11条 この告示に基づき入札者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

（その他）

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日告示第96号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第46号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月23日告示第75号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第9条関係）

落札決定評価値等

項目	算定方法
評価値	技術評価点 ÷ 入札金額（円） × 100,000,000
技術評価点	加算点 + 標準点
加算点	別表第2の項目ごとの合計点数 ÷ 評価項目毎の満点の合計点

	数×10 (10点換算値)
標準点	100点

備考 技術評価点及び加算点は、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

別表第2 (第9条関係)

総合評価の評価項目及び評価基準 (標準例)

評価項目		評価内容	配点	評価基準	配点
配置 予定 技術 者の 能力	(1) 保有 資格	配置予定技術者の保有する資格を評価する	5点 (2 点)	個別工事ごとに定める ※1 (上記以外の資格等を追加で 評価する場合に定める)	
	(2) 同種 工事の施 工経験の 有無	配置予定技術者の同種工事の施工経験 (個別工事ごとに具体的に定める) により評価する	4点	個別工事ごとに定める	
企業 の施 工能 力	(3) 同種 工事の施 工実績	同種工事の施工実績 (個別工事ごとに具体的に定める) により評価する	4点	個別工事ごとに定める	
地域 貢献	(4) 営業 拠点の所 在地	営業拠点の所在地に基づき評価する	2点	a 雲仙市内に主たる営業所を置くもの	2点
				b 雲仙市内に従業員を常駐させる支店、営業所等を置くもの	1点
	(5) 従業 員数	従業員数を評価する	3点	a 従業員数10人以上	3点
				b 従業員数7人以上10人未満	2点
				c 従業員数4人以上7人未満	1点

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

雲仙市長

様

住所
商号又は名称
代表者名



技術資料の提出について

〇〇工事の技術資料を提出いたします。

技 術 資 料				添 付 資 料	チ ェ ッ ク	
配置予定技術者の能力	配置予定技術者	氏 名		発注機関の 証明書又は CORINSの写し 等実績が確認 できるもの		
		生年月日	年 月 日			
	施工 経験	工事名称				
		発注機関名				
		施工場所				
		契約金額				
		工 期	年 月 日～			年 月 日
		工事概要				
		従事期間	年 月 日～			年 月 日 割合 %
	資格 及び 勤務 年数	保有資格 区 分				
交付番号						
免許交付日						
勤務年数						
企業 の 施 工 能 力	施工 実績	工事名称				
		発注機関名				
		施工場所				
		契約金額				
		工 期	年 月 日～	年 月 日		
		工事概要				
地域 貢 献	所 在 地	主たる 営業所				
		支店・ 営業所				
	従 業 員 数	主たる 営業所	人			
		支店・ 営業所	人			

様式第2号(第10条関係)

年 月 日

様

雲仙市長

印

落札者決定通知書

さきに入札執行しました下記については、落札者の決定を留保していましたが、審査の結果、落札者が決定しましたので通知します。

記

- 1 番号
- 2 名称
- 3 履行場所
- 4 履行期間
- 5 入札執行の日(時)
- 6 貴社の評価値
- 7 落札決定事項

落札者名

落札金額

評価値

※落札者は、契約関係書類を提出してください。

提出期限 年 月 日 まで

提出先 雲仙市総務部契約検査課

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

様

雲仙市長

印

落札者決定通知書

さきに入札執行しました下記については、落札者の決定を留保していましたが、審査の結果、落札者が決定しましたので通知します。

記

1 番号

2 名称

3 履行場所

4 履行期間

5 入札執行の日(時)

6 貴社の評価値

7 落札決定事項

落札者名

落札金額

評価値

